

原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業向け追加対策について

平成20年8月5日

中小企業庁

．背景

原油・原材料価格が高騰する中、中小企業は価格転嫁をすることが困難であり、収益が圧迫されている状況を踏まえ、政府は昨年12月の緊急対策、本年6月の追加対策等累次にわたり、原油等価格高騰対策を講じてきました。

しかしながら、下請かけこみ寺等を通じて把握した取引実態を踏まえつつ、下請代金法の厳格な運用、中小企業の立場に立った相談対応の徹底など、下請取引の適正化等を図る対策を一層推進する必要があることから、以下の対策を実施することとします。

．具体的内容

1．平日の相談時間の延長及び土曜日の相談の実施

中小企業の利便性を考慮し、全国の各経済産業局（9ヶ所）における下請取引に関する相談対応について、8月上旬から10月上旬まで、平日は19時まで延長するとともに、土曜日にも新規に実施します。（8月9日から）

あわせて、下請かけこみ寺本部（（財）全国中小企業取引振興協会）においても平日の相談時間の延長及び土曜日の相談対応を実施します。

また、経済産業局における土曜相談にあっては、下請相談と併せた金融相談にも対応するため、政府系金融機関の担当者も対応します。

2．原油・原材料価格高騰時における買いたたきの具体的内容の明示

原油・原材料価格高騰の状況において、下請中小企業が価格転嫁を行うことが難しい状況に鑑み、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）第4条第1項第5号の買いたたきの具体的内容を明示し、注意喚起を行う文書を8月中に親事業者団体等に発出します。

3．下請代金法に照らし問題がある可能性があると考えられる親事業者に対する特別事情聴取の実施

下請代金法に基づく調査を行った親事業者のうち、中小企業庁による改善指導への対応が十分でないと考えられるなどの親事業者について、特別事情聴取を8月下旬から実施し、親事業者の法令遵守の徹底を促します。

4．原油・原材料の価格高騰の影響が強い業種に属する親事業者に対する特別立入検査の実施

定期的を実施している立入検査に加え、昨今の原油・原材料価格高騰の状況において、下請代金法第4条第1項第5号の買いたたきが行われていないかなどをチェックするため、原油・原材料価格高騰により特に影響を受けている業種について特別立入検査を8月下旬から実施します。

5．下請適正取引ガイドラインのフォローアップの実施

既に策定した下請適正取引ガイドライン（10業種）について、ガイドラインの活用状況等についての調査、ガイドラインの改訂、今後のアクションプランの作成等を9月中旬頃までに行います。対象業種の業界団体に対してその内容を周知徹底するためのトップレベルの会合を開催します。

6．厚生労働省からの通報制度の新設

労働基準監督機関において、賃金不払事案等の背景に大企業の下請たたきが存在することを把握した場合、経済産業省等が取り次ぎないし通報を受ける仕組みを新設します。